

# 寺庭婦人の現状、そして未来

三好和美

## (1) はじめに

日蓮宗宗憲 第十一章 僧侶、寺族及び檀信徒（寺族及び寺庭婦人） 第七十四条、第七十五条。日蓮宗規定 第三十号 寺族寺庭婦人規程 第一条から第十三条。以上を根底に寺庭婦人の問題点と展望を述べたいと思います。

## (2) まず 第三十号 寺族寺庭婦人規程 に

第五条 寺族及び寺庭婦人は、住職が宗務総長に届け出なければならない。

第六条 前条の規定による届け出は、寺族台帳及び寺庭婦人台帳に登録する。

第十条 寺庭婦人は、その資質の向上をはかり、教養を高め、研鑽に励むため、宗務所管区ごとに寺庭婦人会を組織する。但し、管区の事情により、隣接管区と連合して組織することができる。

とあります。

ところが、この宗制があるにもかかわらず、未だに全国の中に寺庭婦人会の未結成管区があります。何の資格もない寺庭婦人が宗門と直接繋がっていると実感できるのは、寺庭婦人台帳と年に一度伝道部による寺庭婦人会管区代表者会議があります。ところが第三十号 寺族寺庭婦人規程 第十条「管区ごとに寺庭婦人会を組織する。」があるにもかかわらず、未結成管区が存在しつづけ、宗門も管区もそのままに放置している許しがたい現実があります。

数人からでも寺庭婦人会を立ち上げたいと思う寺庭婦人の意志を、住職や宗務所長の反対で成立できないところもあり、どうしてもこのような事がまかり通るのでしょうか。

国家には憲法・法律があり、宗門には宗憲・規程があります。定められた事は守らなければいけません。規程の中に、管内全寺院の何ヶ寺以上の参加を以て寺庭婦人会と云う条項が明記されていないのですから、たとえ数ヶ寺でも積極的に宗門運動に参加したいと願う人の意志が通らないのは何ゆえでしょう。

寺庭婦人会管区代表者会議に、未結成管区から自主参加すると、この会議は代表者会議なので本来ならば発言権はないとか、小グループのディスカッションの座長はできないと云う事を、寺庭婦人会推進委員のお上人の発言がありました。積極的な意見よりも代表者でなければいけないと云う体面の方が大切な会議なのでしょうか。管区で寺庭婦人会が成立しないのはどこに問題があるのか誰もつきつめて考えず、推進委員のお上人ですら、そのような認識で代表者会議を毎年おこなっているのが現実です。これは、(参加を許可しているにもかかわらず)未結成のまま参加している故の悲しいできごとです。

ところが、寺庭婦人会管区代表者会議に参加している人の中には、急に行けと言われ、実体がないのに会長として参加している人も数人いて、未結成で参加している人の活動の内容と大差のない管区もあります。長年の経験を積み活発に活動をしている管区も沢山あります。例年の代表者会議には現会長と次世代を荷う人の二名で参加している管区もあつたり、熱心に取り組んで活躍している管区と、実質あまり活動していないところでは相当の温度差があります。

自主的に代表者会議に参加しても、未結成ゆえ管区にもどって全容を管内寺院の寺庭婦人に伝えるすべもありません。宗門運動に消極的な人や組織のない管区は宗門全体の流れから取り残されてしまっています。

そしてこれらを含む最も見落とされている問題は、宗門のどの機関もが寺庭婦人の内容と事実を把握していないと

云う悲しい現実です。そして寺庭婦人を含む女性問題に一括して取り組む、例えば女性局のような機関も全くありません。

先の開宗七五〇御題目総弘通運動を期に宗門の方針を素直に受け寺庭婦人会を立ち上げた管区は沢山ありました。その時点で宗門運動に添わず結成しなかった管区と、七五〇運動後に活動がゆるやかになった管区もあります。そして住職や宗務所長の寺庭婦人に対する理解力の温度差に左右されている事も未結成管区の原因のひとつでもあります。寺庭婦人にも問題がないとは言えません。お寺を数ある職業の同列として捉えたり、寺庭婦人の会合は食事会、見学会、観賞会等には参加するけれど、むずかしい事には参加したくないと発言する人もいます。

### (3) 次に 宗憲 の

第七十五条 寺族及び寺庭婦人は、給仕第一の祖訓を体し、常に信行に励み、住職、担任又は教導を扶けて宗門の興隆、寺門の繁栄と檀信徒の教化に寄与しなければならない。

とあります。

多くの寺庭婦人は、このような宗憲や寺族寺庭婦人規程を全く知らない人もいます。寺庭婦人会を結成する必要がないと思う男性の教師や寺庭婦人も、これらにある宗憲や規程を知らずして組織化に反対してはいけなのではないでしょうか。但し、寺庭婦人はこれらを学ぶ場所もないし、知り得る機会もないのが現状です。

### (4) また 第三十号 寺族寺庭婦人規程 に

第十三条 寺庭婦人会の連絡を緊密にするために、全国に寺庭婦人会連合会を組織することができます。

未結成管区の立場からすると夢のような話です。全国で色々な寺庭婦人会がある中、管区から教区へと活発な活躍をしていますのが九州教区で、各管区の持ち巡りで年に一度九州教区研修会を開催し、お上人方の理解もさることながら、それぞれの寺庭婦人が努力して素晴らしく活動しています。

宗門の中で宗門の寺庭婦人の育成機関が全く無いのですから、管区から教区へ、教区から全国の寺庭婦人会連合会へと規程通りに進むことができるように、それぞれ努力が必要です。まず宗門における寺庭婦人の立場を学ぶ事により、寺庭婦人会の全国組織の必要性と、宗憲や規程を理解することが重要な課題と言えます。

(5) 次にまた 第三十号 寺族寺庭婦人規程 に

第四条 寺庭婦人は、率先して寺族の務めを果し、寺院子弟の教育と後継者の育成に努めなければならない。

とあるように、寺庭婦人には、義務は課されているけれど、権利という点では何処にもないという位置付けであると云えます。

他教団の例をあげると、浄土真宗本願寺派では、「宗会」は一八八一年に初めて開かれ、僧侶議員四七人・門徒議員三一人、二〇〇五年度より唯一の女性議員が誕生しています。真宗大谷派は、僧侶が作る「宗議會」と門徒が作る「參議會」の二院制で、それぞれ六五人ずつの議員のうち「宗議會」に二人「參議會」に一人の女性議員がいる。同派は〇四年度に条例を改正、それまで「宗議會」では任職しか被選挙権がなかったが、任職の同意を受けた教師であれば、任職でない僧侶も選挙に出られるようにした。真宗大谷派の任職は男性七六〇〇人に対し女性は九〇人しかない。条例改正は結果的に女性達に門戸を開いた。〇三年に初当選して二期目になる女性の「參議會」議員がいるし、改正のおかげで〇五年に坊守さん（任職の妻）が当選しています。この坊守さんは同派坊守会連盟の前委員長です。

「寺の運営にかかわる坊守は夫の任職に従属した存在にすぎず評価されることが少ない。このため連盟は、宗門に女

性差別があると指摘し、坊守の位置づけを明確にしてほしいと求めてきた」ということです。そして、女性の視点を宗門の運営に生かし活躍されています。(二〇〇七年九月二八日付・朝日新聞の記事より)

我が宗門はどうでしょう。五、一七六ヶ寺、住職・担任・教導四、三二四人のうち宗会議員に選ばれている女性教師・寺庭婦人はいるでしょうか。ゼロです。寺庭婦人は議員どころか管区の組織さえないところがあるのが現実で、随分たち遅れています。このままでは他教団や世間の流れ(例えば「男女共同参画」)から大きく取り残されてしまいます。

現代社会において、寺離れという現実があります。寺離れどころか、無宗教であることが教養人であるかのような考えや、本来仏教の説いてきたものを否定するような考え、そして葬儀をせず、お骨もいらぬ！人間が人間としての尊厳もなく、人間のお骨も犬や猫と同じような粗大ゴミとして処理されたりする今日、人間の霊は何処に行くのでしょうか。そして本来の仏教が荷ってきたものをどう存続していくのでしょうか。

人の心が目まぐるしく移りゆく今日、我が宗門も今まで通りには、世間から取り残されてしまいました。学校のPTA活動・地域の活動に参加している寺庭婦人ならでこそ、出来る事は沢山あると思います。

まずは自坊の住職の第一の弟子として学び、寺庭婦人として管区での活動や知識等を得ることにより、寺庭婦人が宗門の一員であるとういう自覚を持つ。その自覚を持ったうえで毎年の代表者会議が開かれ、宗門運動に寺庭婦人会の組織として従っていく。

そのためにも、寺庭婦人会の未結成管区の解消と、ゆくゆくは全国の寺庭婦人会連合会(そして先にも述べたように女性局)の立ち上げが急がれるべきです。

合掌